

## 第4節 『元禄村絵図』について

白石大御堂遺跡ではA区からI区にかけてのほぼ全域から近世の遺物及び遺構が数多く検出されている。遺物に関しては特にA・B区の寺院址部分（字大御堂）とG・H区の丘陵裾部（字上谷戸）においてその質・量ともに目を見張るものがあった。ここでは上記の二調査区を対象に、若干の文献史料や村絵図を検討することによってその近世以降の変遷の概要を把握し、発掘調査の成果とあわせて地域史の解明を試みるものである。

### 1 大御堂調査区

大御堂調査区の寺院址の一部（字大御堂2215番地ほか）は、戦後の農地解放までは藤岡市白石字上郷に所在する真言宗般若寺の所有地であった。当寺は大和国長谷寺の直末として元和元年に創建されたと伝えられ<sup>1</sup>、慶安二年（1649）には13石の朱印地を受けている。現在は無住となり吉井町延命密院の兼住を受けるが、昭和初期までは専住の僧侶がいたようである。

明治六年五月「緑埜郡白石村壬申地引絵図」<sup>3</sup>（以下「明治地籍図」と略称する）によれば、寺院址周辺は一面の畠地であったが、この一画のみ一辺約50mの方形形状の水田となっており周囲に比べ一段低い土地であったことがわかる。この中央やや西よりには「塚」を示すマーキングがあり、また東辺部の北寄りと南寄りには扇形をした二つの池が認められる。池はそれぞれ2号池・3号池に相当すると考られるが、当時の般若寺の所有地はこの3号池の西部、つまり大御堂等12号溝状遺構とほぼ重複する1畝20歩ばかりの東西に細長い土地のみであった。地元の古者の話によれば、その後般若寺は一檀家より「塚」周辺の土地8畝12歩の寄進を受け、大正の半ば頃には「塚」の盛土を崩して両池を埋め、一挙に方形区画内の開田化を成し遂げている。なお埋めたて前の池の水は3号池の南西方向から取水し、2号池の北東部分から排水がなされていたという。なお当地の「塚」は、昭和10年に作成された『上毛古墳総覧』に白石村623号墳として記載されている。当時これは既に消滅していたため古墳と判断した根拠は乏しいが、少なくとも大正頃までは小丘が存在していたことは確実であろう。

さらに時代を溯り、17世紀後半代の当地の様相を元禄六年（1693）に作成された「白石村般若寺・同村百姓野論裁許絵図」<sup>4</sup>（以下「元禄村絵図」と略称する）によって窺い知ることができる。これによると180年の時間差にも拘らず遺跡地を取り巻く景観にさほど大きな変化は見られない。しかし当図にはその使用目的上「明治地籍図」ほどの詳細さはないが、それでも大御堂調査区内を見た場合、明治期の様相との間に若干の相違が見られることに気づく。

例えば、南北の二つの池は当時は接続していたようでその水域は眼鏡形に表現されている。また寺院址の中心範囲を示すと思われる区画がやはり見られるが、その南辺は「く」字状に中央部が張り出し、その屈曲部分は南方に広がる水田地帯の末端部分と接するように描かれていた。この接触部分こそが池へつながる当時の導水路の位置を示すものと考えられる。なお当絵図は田・畠などの基本的な地目と争論の対象である般若寺の所有地を彩色することにより識別するが、この区画部分については顔料の褪色によって指示事項が判然としない。当絵図の添書によると、もしその配色が鼠色であるならば単なる水田を、紫色であるならば般若寺所有の田畠を表すものとなるのであるが、現段階では結論付けることはできなかった。またさらに注目すべきことは、この長方形区画のほぼ中ほどに中島状のさらに小さな方形区画が見られ、その中心には宗教施設の存在を示す朱点が記されていた。しかしこの施設がいかなる規模で、またいかなるものを崇拜対象と

して納置するものであったのか、図上に注記はない。ただ現在村中に残る他の宗教関係施設の規模から推測すると、当絵図上の施設の表現方法は比較的規模の大きいものには朱書きでその家屋形状を、祠堂程度のものには朱点と、それぞれ書き分けていたものと考えられる。また東側の池は大正の埋め立て時まで「阿弥陀池」と呼称されていたという事からも考え合わせると、図上のこの朱点は比較的小規模な阿弥陀堂を表現するものであった可能性が高いと思われる。

## 2 上谷戸調査区

本調査区は丘陵の東斜面部に位置しているが、南約10mのところを東流する小谷川の開析によりやや南東方向に緩い傾斜を持つ地形上にある。その中腹から裾部にかけてほぼ東西方向に開析地形を利用した高さ2m前後の人為的な段差が見られ、段下においては傾斜が一際緩くなる。調査前まではいずれも主に桑畠として利用されていた。

これは明治初期においてもほぼ同様な状況が窺える。「明治地籍図」によれば、特にG区中央部を南北に貫く道路と丘陵部中腹の間は平井幸治郎・平井鉄五郎・平井源吉の三家によって所有されており、現況と相違する点は調査区内北寄りの高位所にこの鉄五郎家の家屋があったことぐらいである。今回の調査で確認された上谷戸第2号井戸がこの名残であると考えられる。また、この真南にあたる段下の造成面からは特に多量の陶磁器類が検出されているが、当地も同家所有の畠地として記載されている。三家の関係については現在のところ明確にしえないが、同姓であること、屋敷が本村からやや離れた当調査区の北方にあって互いに近接していることなどから血縁的に深い繋がりのあることが察せられる。中でも幸治郎家はこの本家筋にあたる家柄といわれている。(以下便宜上、幸治郎家を平井本家と称する)

平井本家は現在、八郎氏を当主とし、当調査区に北接した丘陵斜面部に広大な屋敷構えを伝えている。当地への定着時期については詳らかでないが、屋敷地の西約250m、丘陵の頂部に位置する当家墓地には最古のものでは寛永二年(1625)「奉□院火乘妙□居士」銘のある墓石が存在することから、遅くとも寛永以前にまで溯ることができるものと思われる。また天保年間(1830~43)に作成されたと考えられる「緑埜郡白石村古書古言記」<sup>6</sup>(以下「古書古言記」と略す)によれば、当時まで残存していた天正期(1573~91)のものと伝承される古水帳中に当家の遠祖が全村高の半分に及ぶ530石余を領していたことが記載されていたという。さらに同墓所内の寛保元年(1741)銘の墓石碑文によれば寛永年中に清和源氏新田氏流の堀口姓から平井に改姓した旨が記されており、もしこれらが事実であるとするならば、当家は由緒ある血筋と豊かな財力に支えられた当村内でも屈指の家柄であったと言えよう。

その後、延宝二年(1674)、それまで幕領であった当村は旗本二家の相給村となり、総石高987石中の287石が松平(鷹司)氏の所領としてあてがわれている。<sup>8</sup>当地は後に白石村古領の名で呼ばれ、「古書古言記」によると平井本家はその二代目の名主役を引き受けている。それは遅くとも元禄六年(1693)以前のことであったと考えられ、当時「身代世さかり」の家勢を誇っていたことがその委任理由であったと推測される。当家は通称「上谷戸」の名で呼ばれ、以後延享二年(1745)まで名主役として当領内での指導的役割を果たしていたようである。しかし名主役にある程度付随する高札場や郷倉を明和年間(1764~71)までその屋敷地付近で保持、管理していたと伝えられることから当家の村内における優位的な立場は18世紀の後半ごろまでは続いていたものと思われる。しかしこれ以降、村内における本家の位置付けを明確かつ具体的に示す史料は現在のところ見当たらない。<sup>10</sup>

ところで「元禄村絵図」を見ると当時の当調査区域内に家屋等の構造物は見当たらない。だが、当時す

に存在していた平井本家の屋敷とその南方を東流する谷川との間に本家の屋敷区画とほぼ同規模で、かつその内部を空白とする方形区画が外四方を植栽に囲まれた形で記載されている。これは新家屋の建設前の造成地、あるいは逆に家屋倒壊後のさら地などといった屋敷区画を示すものであるのか、または除地等の特殊な土地を表現するものであったのか、今のところ確定的な答えは見いだせない。ただ平井本家の屋敷区画と南北に違和感なく並ぶことから当家と非常に密接な関係をもつ土地であったと考えられる。

また、明治初期には分家筋にあたると考えられる鉄五郎家が上谷戸調査区の主要部分を所持していたことからも、これより約1世紀遡る当区内の屋敷跡も平井家の縁者が居住していた可能性が極めて高いと考えられる。さらに屋敷跡の一角にある上谷戸第34号土坑からは農民階層の所持品としては大変稀な抹茶椀が2点検出されていることから、こここの住者は本家と非常に近い関係にある人物であったと推測することができる。また当屋敷跡は出土遺物から判断すると18世紀の初頭頃より営まれはじめたが、天明三年の軽石の降下以前には廃絶している状況が窺われ、このことは平井本家が当村吉井藩古領内の先導的立場を離れる時期とほぼ一致している。平井家の名主役交替の理由がいかなるものであったかは不明であるが、いずれにしろそれが家勢の相対的な衰微によるものであったことは間違いない。ここで検出された屋敷跡も18世紀後半における平井本家の衰勢を反映するものとして、あるいは逆に導いたものとしてとらえることができるであろうか。（船藤亭）

- (1)
- (2) 元禄七年八月「白石村領・般若寺寺領境界論争裁可書上」（『藤岡市史』資料編 近世-205）平成二年刊
- (3) 群馬県立文書館蔵
- (4) 藤岡市白石 堀越茂三郎家蔵
- (5) 『藤岡市史』資料編 近世-148
- (6) 『群馬県史』資料編 9-112 昭和五十二年刊 本文書は、16世紀初頭から天保五年（1834）にわたる白石村の領主および所領の変遷、名主の交替などを克明に記録したものである。伝聞事項の記述も多いが、現在となってはすでに失われてしまっている古水帳や古名寄帳などを参考にしてまとめられており、その内容はかなり信頼性の高いものであると考えられる。
- (7) 墓石裏面に「堀口美濃守貞満朝臣支流苗裔旨命云 寛永年中俗称善兵衛代ヨリ改 平井氏」とある。旨命とは被葬者の名であるが平井家の系譜上の位置付けは不明である。
- (8) 『群馬県史』通史編 4 285頁 平成二年刊 これは初代信平（1636～89）の在任中にあたる。「古書古言記」には、慶安三年（1650）、三代松平（鷹司）仁十郎（矢田藩初代 信清1689～1724）の頃とあるが、これは時代的に一致せず誤認であったものと考えられる。ちなみに『寛政重修諸家譜』によると、当松平家にとって慶安三年とは、信平が義兄にあたる三代將軍家光の招きによって京都から江戸に下り、「廩米千俵、月俸二百口」を給された年にあたる。
- (9) 前掲注2 18世紀以降、平井本家の家系中に四郎右衛門の名を複数見かける。当資料中にも松平仁十郎分の名主として四郎右衛門の名があり、「古書古言記」の内容からもこれが平井本家の先祖にあたる人物であろうと考えられる。
- (10) 「古書古言記」によると寛政六年（1794）から文政六年（1823）にかけての30年間は四郎左衛門なる者が古領の名主を勤めたとあるが、現在の白石地内どの家につながる人物であるかは不明である。ちなみに当時の平井本家の当主は四郎右衛門（1766～1842）といい、文化五年（1808）「緑塹村正福寺、白山権現取替議定」（『藤岡市史』資料編-155）に白石村古領の名主として同様の名が見える。このことから四郎左衛門とは四郎右衛門の誤りであるか、または平井本家の四郎右衛門が文化五年前後に名主役を勤めていた可能性も考えられよう。